					法人税法第五十七条の二第二項第一号	
			法人税法第五十七条の二第二項			
内国法人の各連結事業年度のうち連結所得に対する最初の連結事業年度開始の日から五年を経過した日以後に終了する連結事業年度（特定支配株主の連結等の繰越欠損金の法人税法第八十一条第一項（連結欠損金の繰越しの不適用）の規定の適用を受ける連結法人（以下この項において「欠損等連結法人」という。）である場合における当該欠損等連結法人については、政令で定める日。以下この項及び次項第一号において同じ。）から当該連結事業年度終了の日までの間に開始した連結事業年度（以下この条において「特定連結事業年度」という。）において生じた連結欠損金額（連結法人税額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該特定連結事業年度開始の日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（以下この条において「特定連結欠損金額」という。）に達するまでの金額（当該特定連結事業年度において生じた連結欠損金額を超える場合には、当該連結欠損金額）は、当該特定連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。	当該欠損等連結法人については、政令で定める日。以下この項及び次項第一号	前条第一項	該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）	欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日
以下この条において	以下この項及び次項第一号	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項	該当日	個別欠損金額等	事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等	適用事業年度開始の日

					法人税法第五十七条の二第二項第二号		法人税法第五十七条の二第三項			法人税法第五十七条の二第五項		法人税法第五十八条第一項		
欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度に生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	前条第二項、第三項及び第七項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項	欠損金額	個別欠損金額等	同項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等	欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度	個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度	欠損等法人又は欠損等連結法人若しくは欠損等連結法人	欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた個別欠損金額等	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項	損金の額
個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項	個別欠損金額等	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項	事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等	個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度	欠損等法人	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項	同条第二項、第三項及び第七項	欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	同条第二項、第三項及び第七項	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項	個別帰属損金額	
同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた次条第二項													次条第二項	